

資料 4

内閣府設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被害の甚大性・広域性等にかんがみ、地域自主戦略交付金についてはその存続の是非も含め、平成二十四年度以降の取扱いについて検討し、平成二十三年中に結論を得るものとする。

右決議する。

〔平成二十三年三月三十一日〕
参議院内閣委員会

【出典】参議院内閣委員会資料より佐藤信秋事務所作成

平成 23 年 10 月 27 日 参議院国土交通委員会

自由民主党・無所属の会 佐藤 信秋